

保護者 様

学校感染症による出席停止と『治癒報告書』について

さいたま市立大谷場中学校
校長 八坂 和典

保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。

学校感染症に該当する疾病については、学校保健安全法の規定により、感染のおそれがある期間、登校を停止することになっております。つきましては、主治医の登校許可があるまで、充分静養なされますようお願い致します。

主治医の許可を得て登校する際、右の「治癒報告書」に保護者が記入をし、担任に提出してください。医師の証明書等は不要です。

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間 の 目 安
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ（A型・B型）	発症後5日を経過し、かつ、熱が下がった後2日を経過するまで （*発症日・解熱日を〇日とします）
百日咳	特有の咳が出なくなるまで。又は5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	熱が下がって、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状がなくなって2日を経過するまで
結核	症状に応じて 出席停止の必要性を医師が判断した場合 ↓ 医師において 感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、コレラ、細菌性赤痢、その他の感染症（マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎、ヘルパンギーナ、手足口病、溶連菌感染症、伝染性紅斑 等）	

問い合わせ先
048-882-9962

治 癒 報 告 書

さいたま市立大谷場中学校長 様

感 染 症 名 : []
(A型 ・ B型) *インフルエンザの場合どちらかに〇

症 状 : []

発 病 : 令和 年 月 日

治 癒 : 令和 年 月 日

この病気で学校を休んだ期間 : 令和 年 月 日 () から
月 日 () まで

受診医療機関名 : []

上記のとおり報告いたします。

令和	年	月	日
第	学年	組	番
生徒氏名			
保護者氏名			

キ
リ
ト
リ

